

山口県報

平成26年
10月31日
(金曜日)

目 次

○告示

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示の一部改正(自然保護課)……………一

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………二

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課)……………三

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………四

休猟区の指定(自然保護課)……………五

銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………六

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課)……………六

○公告

鳥獣保護事業計画の変更の公表(自然保護課)……………六

山口県告示第三百五十号

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示(平成九年山口県告示第七百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

三 猟法を禁止する期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。



山口県告示第三百五十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十九年山口県告示第七百四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

田代鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 長門市日置上、日置中、日置下及び油谷久富の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三三〇ヘクタール)

田代鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

田代鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

八代鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 周南市大字八代の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、〇三八ヘクタール)

八代鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

八代鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

石城山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 光市大字塩田並びに熊毛郡田布施町大字大波野、大字宿井及び大字波野の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五三七ヘクタール)

石城山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。
石城山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第八百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

高瀬鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 周南市大字埕及び大字高瀬の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二〇〇ヘクタール）

高瀬鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

高瀬鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

川東小学校鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市東厚保町川東の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四ヘクタール）

川東小学校鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

川東小学校鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

狗留孫山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊田町大字李路子の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二〇〇ヘクタール）

狗留孫山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

阿武川ダム鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市川上及び大字福井上の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六五〇ヘクタール）

阿武川ダム鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

阿武川ダム鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

向島鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 防府市大字向島の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三二ヘクタール）

向島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

向島鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

田床山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字椿東の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、〇九二ヘクタール）

田床山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

田床山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

厚狭鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字厚狭及び大字郡の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一三二ヘクタール）

厚狭鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

厚狭鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

青海島鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 長門市通、仙崎、西深川、東深川、三隅中及び三隅下の区域（次の図に示す部分に限る。）並びに同市三隅中から西深川に至る土地の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 七、八一〇ヘクタール）

青海島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

青海島鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

指月山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字堀内の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六五ヘクタール）

指月山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

指月山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十三号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字有帆の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六四ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十四号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十九年山口県告示第九百一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八

号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

向島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「三〇ヘクタール」を「三二ヘクタール」に改める。

向島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

向島鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「ウグイス、カワラヒワ、ホオジロ等」を「トビ、ウグイス、ホオジロ等」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 狗留孫山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七七ヘクタール)

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「天然林」の下に「及び多くの観光客が訪れる史跡」を加え、「ウグイス、シジュウカラ、ホオジロ等」を「メジロ、マヒワ、ヤマガラ等」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

青海島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 青海島鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六七ヘクタール)

青海島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

青海島鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「ウミネコ、カワラヒワ、ホオジロ等」を「メジロ、ウミウ、トビ等」に改める。

青海島鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

指月山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 指月山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二二ヘクタール)

指月山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

指月山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「天然林」の下に「及び多くの観光客が訪れる史跡」を加え、「ウグイス、コゲラ、メジロ等」を「シメ、メジロ、シジュウカラ等」に改める。

指月山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

田床山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 田床山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八一ヘクタール)

田床山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

田床山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「アオジ、コゲラ、ヤマガラ等」を「シジュウカラ、エナガ、メジロ等」に改める。

田床山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 副政

一 名称 下松上休猟区

二 区域 下松市生野屋一丁目、生野屋二丁目、生野屋三丁目、生野屋四丁目、生野屋五丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、生野屋西四丁目、生野屋南一丁目、生野屋南二丁目、生野屋南三丁目、東陽一丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、大字生野屋、大字大藤谷、大字切山、大字下谷、大字末武上、大字末武中、大字瀬戸、大字中須南、大字温見及び大字山田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四、五九七ヘクタール)

三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 名称 三谷休猟区

二 区域 山口市徳地船路、徳地三谷及び徳地八坂の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二、〇二七ヘクタール)

三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 名称 大蔵ヶ岳休猟区

二 区域 山口市阿東生雲東分、阿東地福上及び阿東地福下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、四三八ヘクタール)

三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 名称 勇山休猟区

二 区域 下関市豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字浮石及び豊田町大字宇内の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、一〇〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 名称 羽賀台休猟区

二 区域 萩市大井の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八一〇ヘクタール)
三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 名称 福賀下休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字宇生賀、大字惣郷及び大字福田下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、四三〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百五十六号

銃猟禁止区域の指定に関する告示(平成十六年山口県告示第五百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

〔銃猟禁止区域〕を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

金剛山銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 金剛山特定猟具使用禁止区域

二 区域 周南市大字徳山の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一六五ヘクタール)

金剛山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

金剛山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日印刷
平成二十六年十月三十一日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

大海内浜銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 大海内浜特定猟具使用禁止区域

二 区域 山口市秋穂東の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四八ヘクタール）

大海内浜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

大海内浜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口市農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

下関特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中「同市長府扇町」を「同市工領開作」に、「二、〇〇〇ヘクタール」を「二、三、五〇〇ヘクタール」に改める。

山口県告示第三百五十八号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成六年山口県告示第六百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

牛島銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 牛島特定猟具使用禁止区域

二 区域 光市大字牛島及び大字室積村の区域（次の図に示す部分に限る。）並びに同

市大字室積村の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、三〇〇ヘクタール）

牛島銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十六年十月三十一日」を「平成三十六年十月三十一日」に改める。

牛島銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）



（三七〇）鳥獣保護事業計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により、鳥獣保護事業計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の変更の内容

（一）鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

（二）特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所